

東日本大震災及び福島第一原子力発電所事故による 農林水産関係被害と現在の課題

農林水産委員会調査室 もとしま ゆうぞう
本島 裕三

1. はじめに

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災は、東北地方を中心として我が国の農林水産業に多大な被害を及ぼした。これまでに明らかになった農林水産関係の被害額は、1 兆 7,522 億円（平成 23 年 5 月 16 日公表）、その内訳は農業で 7,412 億円、水産で 8,952 億円、林野で 1,157 億円に及んでいる。

この震災の特徴として、三陸沖を震源としたマグニチュード 9.0 という強烈な地震によって起こされた巨大な津波が、北海道から関東地方の太平洋岸に襲来したことがある（津波被害については北海道から沖縄までの我が国の太平洋岸全域で確認されている）。特に岩手県宮古市及び大船渡市などでは高さ 8 メートルを超える高さの津波が襲来し、東北地方の太平洋岸（特に岩手県、宮城県、福島県）においては、漁船、漁港及び水産施設が壊滅的被害を受けた。また、津波は内陸部まで及び、青森県から千葉県までの太平洋岸 6 県で計約 23,600 ヘクタール（平成 23 年 3 月 29 日公表）の農地が土壌流出や冠水等の被害を受けるに至ったと推定されている。

さらに、この震災により、福島県の大熊町及び双葉町にまたがって位置する東京電力福島第一原子力発電所においては炉心熔融や水素爆発等の深刻な原子力災害の発生を招いた。放射性物質が大気中及び海中に放出され、いまだ収束していない。

政府は同発電所を中心に海域を含む 20 キロメートル圏内を警戒区域として設定し、居住・立入りは制限されている（20 キロメートル圏外についても放射線量が高い地域について「計画的避難区域」及び「緊急時避難準備区域」に指定されている。）。

また、同発電所事故に伴い、政府は、福島県を始め各県において生産された農産物や水産物等から放射性物質が検出されたことから、政府は 3 月 17 日に一定の基準値を定め、それを超えた農産物等については、原子力災害対策特別措置法に基づく出荷制限措置を講じている。

しかしながら、出荷を制限されていない農産物等について、出荷制限が掛けられている県の産品であることを理由とした返品や価格の下落といった風評被害が発生している。さらに、海外においては、同発電所事故を受け、5 月 17 日現在、38 か国・地域が我が国の農産物や食品について輸入停止、検査強化等の措置を実施している。

政府は、震災対策のため、急遽、平成 23 年度第一次補正予算を編成、同補正予算は、平成 23 年 5 月 2 日に成立した。農林水産関係では、営農再開や漁業の操業再開に向けた緊急的な復旧のための予算として、総額 3,817 億円が計上されたところであるが、原発事故対応を含め課題は山積している。そこで、本稿では、本震災が農林水産業に与えている主な影響について整理を試みた。

2. 農業関係被害と対策

(1) 農業関係の被害額

農業関係の被害は、農地の損壊が14,734箇所、農業用施設等が18,364箇所、3,180億円、そして農作物等の被害額が495億円で、これまで7,632億円に上っている(表1)。

表1 東日本大震災による農業関係被害(平成23年5月17日現在)

区分	主な被害	被害数	被害額
農地・農業用施設	農地の損壊	14,734 箇所	3,957 億円
	農業用施設等の損壊	18,364 箇所	3,180 億円
小計		33,098 箇所	7,137 億円
農作物等	農作物、家畜等		117 億円
	農業・畜産関係施設等		378 億円
小計			495 億円
計			7,632 億円

(出所)「東日本大震災について～東北地方太平洋沖地震の被害と対応～」(農林水産省)

(2) 農地・農業用施設の被害状況と対策

農林水産省の公表資料によれば、青森県から千葉県までの太平洋岸6県で計約23,600ヘクタールの農地が土壌流出や冠水等の被害を受けたと推定されている(表2)。

津波により海水が冠水した農地の復旧は、たい積しているがれきやヘドロの除去を行った後、土壌に浸透した塩分を除去(除塩)する必要がある。しかし、農地にたい積しているがれきが膨大なため、処理の遅れが懸念されている。また、除塩を行うに当たっては、農地に真水を流し、土壌中の塩分を洗い流す必要があるが、今回の震災においては、農業用の用排水施設等も甚大な被害を受けたため、通水できなくなっている地域も多く存在している。特段の被害を受けていない農地でも、排水施設が破損したため、水を排水できないという理由から営農が不可能となっている事例も生じている。

そのため、東日本大震災による津波被害を受けた農地及び農業用施設を対象に、除塩事業の創設、農地の災害復旧を市町村に代わって国又は県が行うことができる仕組みの整備、緊急的に災害復旧する場合の手続の簡素化、さらに除塩に対しては国が9割費用を負担するなどの高い国庫負担率の法定化等を内容とする「東日本大震災に対処するための土地改良法の特例に関する法律案」が第一次補正予算の関連法案として国会に提出され、同法案は5月2日に成立した(平成23年法律第43号)。

なお、第一次補正予算では、この法律の裏付けとなる予算である「農地・農業用施設災害復旧等事業」に689億円が措置された。

農林水産省は、今期の作付けに間に合わせるのに必要な地域の農地や、二次災害を防止するのに必要な排水路・排水機場の応急復旧に重点を置き、査定前着工の制度を活用して、緊急的に復旧工事を実施している。また、その発注に際して、内容に応じ、地域の被災者を作業員として優先的に雇用するように求めている。

表2 津波による田畑の流失・冠水被害（平成23年3月29日現在）

県名	流失・冠水等被害推定面積	田畑別内訳試算	
		田	畑
青森県	79ha	76ha	3ha
岩手県	1,838ha	1,172ha	666ha
宮城県	15,002ha	12,685ha	2,317ha
福島県	5,923ha	5,588ha	335ha
茨城県	531ha	525ha	6ha
千葉県	227ha	105ha	122ha
合計	23,600ha	20,151ha	3,449ha

（出所）「津波により流失や冠水等の被害を受けた農地の推定面積」（農林水産省）

このような状況の中で、4月26日、鹿野農林水産大臣は記者会見において津波被害を受けた農地の除塩完了にはおおむね2～3年かかるのではないかとの見通しを示した。しかしながら、2～3年営農が再開できなければ、農家の意欲が失われ、離農が進むのではないかと懸念する声もある。

除塩については、常襲的に台風被害を受け、更に干拓地が多数存在する九州地方等で手法が研究されており、熊本県においては半年で除塩を行った例もある。こうした知見をいかし、早急な農地の回復を図る必要がある。また、現地においては、離農を防ぐ観点からも塩分を含んだ農地でも農作物を試験的に栽培することを検討してはどうかとの声もある。

一方、地震により地盤が沈下し、海水が湛水したままの農地もある。このような農地の復旧の取扱いについては、地域の意見を踏まえた検討も急務である。

（3）食料生産に及ぼす影響

東日本大震災において、津波による農地の被害は前述のとおり23,600ヘクタールであるが、このうち水田被害が20,151ヘクタールに上っている。また、津波被害以外にも液状化や水利施設の破損も発生している。農林水産省は、震災が米生産に与える影響について、現時点で正確に把握することは困難であるとしつつも、一定の前提を置けば、地震・津波

被害により9万トン、また後述する原発事故に伴う作付制限により5万トン、計14万トンの生産が減少すると想定している。

この14万トンの生産減少分について、まずは被災県においては、県内の生産が困難な地域と生産余力のある地域との間で、市町村間の調整を行っている。しかしながら、被害が甚大な宮城県、福島県では県内の調整のみで生産数量目標を満たせないため、国に県間調整を要請した。当初、宮城県は10,600トン(2,000ヘクタール相当)、福島県は35,000トン(6,500ヘクタール相当)の県外引受けを希望した。多くの県では、農家の営農計画や農作業の準備が進んでいるため引受けが難しかったが、12県から引受けの希望が出され、調整の結果、希望分45,600トンのうち26,522トン分については作付けされることとなった(表3)。

表3 平成23年産米の生産数量目標の県間調整の結果

(出し手) 2県			
宮城県	6,536トン	福島県	19,986トン
(受け手) 12道県			
北海道	1,500トン	青森県	3,380トン
		秋田県	6,170トン
		山形県	2,480トン
埼玉県	20トン	山梨県	100トン
		長野県	902トン
		新潟県	10,280トン
石川県	1,370トン	福井県	100トン
		三重県	20トン
		兵庫県	200トン

(出所) 農林水産省資料

このため、14万トンの減少分のうち、県内・県間調整によって、約12万トン程度はカバーされる見込みとなった。農林水産省は当面の米の需給には問題がないとしている。

一方で、震災発生直後は、ガソリン等の燃料が不足したため、東日本を中心に流通網が混乱する事態が見られた。さらに、原発事故等による電力不足のため、東京電力管内において計画停電が実施され、工場の操業休止等により一部の食品については生産及び供給が滞る事態も発生した。

そのため、家畜飼料が一時的に不足したり、首都圏においては消費者の不安感から、食料品を始めとする生活物資の買占め等の問題が発生した。

災害時の燃料不足や電力不足への対応策、さらには農産物、食料品の輸送流通体制の課題を早急に整理し、施策を講じることが、社会の安定のためにも必要である。

3. 林野関係被害と対策

林野関係の被害は、林地荒廃、治山施設の損傷等、川上部分のみならず、木材加工施設や木材流通施設といった川下部分でも大きく、現在判明している被害総額は、1,159億円である(表4)。

そこで、治山施設、林道施設の災害復旧、地震、津波等により被災した山地、海岸林等の復旧整備、山火事の被害木の除去・処理及び復旧造林等を実施するため、第一次補正予算では約344億円の林野関係予算が措置された。

表4 東日本大震災による林野関係被害（平成23年5月17日現在）

（単位：被害額百万円）

区分	民有林		国有林		合計	
	箇所数	金額	箇所数	金額	箇所数	金額
林地荒廃	383	25,134	31	6,770	414	31,904
治山施設	156	27,273	4	1,481	160	28,754
林道施設等	1,450	2,265	201	199	1,651	2,464
（面積 ha） 森林被害	(845)	818	(—)	—	(845)	818
木材加工・ 流通施設	71	50,637	—	—	71	50,637
特用林産施 設等	402	1,337	—	—	402	1,337
（面積 ha） 合計	(845) 2,462	107,464	(—) 236	8,450	(845) 2,698	115,914

注1：被害箇所、被害金額については調査中。

2：林道施設等は、山村環境施設が含まれる。

3：特用林産施設等は、苗畑施設・林構施設（木材加工・流通施設を除く）が含まれる。

4：四捨五入のため合計額の数値が一致しない場合がある。

（出所）「東日本大震災について～東北地方太平洋沖地震の被害と対応～」（農林水産省）

林野庁は東日本大震災への緊急対応として、被害状況等の把握を行うとともに、被災地に対し、食料や薪の供給などの応急支援を行った。

また、震災発生に伴い仮設住宅の設置が急がれており、必要な合板や杭丸太等の原料の確保が求められる。合板の供給については、従来、全国の合板生産の約3割を東北地方が占めていたものの、林野庁は被災していない西日本の合板工場において、不足分を補充できる程度の生産能力を保有しており、余剰生産能力を活用すれば、供給に問題はないとした。しかしながら、復興需要を見越した資材の値上がりや売惜しみが懸念されたことから、3月28日、林野庁長官から関係団体に対して、仮設住宅の建設及び復旧・復興に向けた国産材（合板用材等）の安定供給の推進のため、森林組合系統及び素材生産業者が原木の安定供給に努めるよう要請が行われた。また、今後は仮設住宅の建設に対応するのみならず、本格的な復興需要に備えた木材供給体制の整備が喫緊の課題である。

なお、第一次補正予算には、被災地のがれき処理の一環として、がれき木材をチップ化し、木質バイオマスとして有効利用を図る観点から、移動式木材破碎機の購入費用の2分の1を補助する事業等も盛り込まれている。

4. 水産関係被害と対策

水産関係の被害は、全国の漁業生産量 535 万トン（平成 21 年）の約半分となる 275 万トンを占める 7 道県（北海道、青森、岩手、宮城、福島、茨城、千葉）を中心に広範な地域で大きな被害が発生している。現在判明している被害総額は、8,952 億円に上っている（表 5）。

表 5 東日本大震災による水産関係被害（平成 23 年 5 月 17 日現在）

区分	主な被害	被害数	被害額（億円）
水産関係	漁船	20,723 隻	1,384
	漁港施設	319 漁港	6,442
	養殖施設		455
	養殖物		545
	市場・加工施設等共同利用施設		126
小計			8,952

注 1：被害数及び被害額は、現時点において各県から報告のあったもの。

注 2：市場・加工施設等共同利用施設の被害額は、現時点の共同利用施設全体の被害額であり、この一部である市場・荷さばき所の被害額とは一致しない。

（出所）「東日本大震災について～東北地方太平洋沖地震の被害と対応～」（農林水産省）

漁船被害については、これまで 20,718 隻¹、1,384 億円の被害が判明しているが、特に宮城県において登録漁船 13,570 隻中 12,011 隻の被災が報告されるなど、宮城県、岩手県、福島県は壊滅的な被害を受けている。

漁港被害については、7 道県に所在する 319 漁港が被災し、その被害額は 6,442 億円に上り、宮城県、岩手県、福島県はほぼ全漁港が壊滅的な被害を受けている。隣接する市場も、そのほとんどが被災し、壊滅的な被害を受けている。

なお、水産加工施設については、7 道県の 2,108 施設のうち、全壊が 394 施設、半壊が 101 施設、浸水が 114 施設であり、市場と加工施設等の共用施設の被害は 184 億円となっているが、水産加工業は中小規模が多く、まだ被害調査中のところも多いため、被害件数・

¹ 岩手県では 5 市町村からの報告だけで、漁船の被害数は約 5,700 隻となっており、その数は更に増える見込みである。

額が更に拡大するものと見込まれる。

養殖施設や養殖物の被害については、7道県で930億円に上っている。特に、ワカメやカキの養殖が盛んな岩手県や宮城県で大きな被害が出る一方、震源地から遠く離れた鹿児島県や沖縄県においても被害が発生し、その結果、全国での被害額はこれまで、養殖施設被害が455億円、養殖物被害が545億円となっている。

漁業の早期再開に向けて、水産庁は、漁船の復旧について、協業化や共同経営による漁船購入等を支援する「共同利用漁船等復旧支援事業」（予算額：274億円）を第一次補正予算に盛り込んでいる。

また、漁獲した水産物の出荷のためには、漁港・市場の応急的な工事や簡易な製氷施設や冷蔵施設の整備、漁船整備施設の復旧といった漁業、水産加工、流通の一体的な整備、復旧を進める必要もある。そこで、第一次補正予算では、漁港や防波堤の整備、漁船・漁具の購入支援、水産加工施設の整備、漁業再開資金の確保等のため、総額2,153億円の水産関係予算が措置された。

しかしながら、漁港のみならず、漁場にも多くのがれき等が残されたままになっている。漁業者等が行う漁場でのがれき等の回収処理等の取組を支援する漁場復旧対策支援事業として123億円が一次補正予算で措置されたものの、がれきの量が膨大な上、海底のがれきの場所を特定するための調査が必要であり、また、陸上に比べて海底からの引揚げには技術的な困難が伴うため、撤去の見通しは立っていない。

なお、甚大な被害を受けた漁村で、集落ごと津波に流される等の被害を受けている地域もある。そのような地域に再び同じところに同じような漁港・施設を再び整備するのではなく、地域の漁港を集約して整備していくべきではないかという声もある。内閣総理大臣が主宰する「東日本大震災復興構想会議」（以下「復興構想会議」という。）でも検討されている。漁業者のみならず地域の関係者を含めた総合的な復興の議論を進めていく必要があると思われる。

5. 東京電力福島原子力発電所事故関係

東京電力福島第一原子力発電所事故は社会全体のみならず、農林水産業に対しても甚大な影響と損害を及ぼしている。これはおおむね、①避難指示等による営農の中断、②土壤汚染に伴う作付制限、③農作物からの放射性物質検出による出荷制限等、④外国の輸入規制を含むいわゆる風評被害の4類型に分けられよう。

（1）避難指示等による営農の中断

現在、福島第一原子力発電所の半径20キロメートル圏内は「警戒区域」に設定され、営農はおろか、居住も禁止されており、区域内の立入りは厳しく制限されている状況が続いている。また、20キロメートル圏外においても、放射線量が高く、事故発生からの累積放射線量が1年間で20ミリシーベルトに達するおそれのある地域について「計画的避難区域」に指定され、1か月後までに別の場所に避難することが求められている。さらに「計画的避難区域」に指定はされていない20～30キロメートル圏内については「緊急時避難準備区域」に指定される。立入りは規制されないが、常に緊急時に備え、屋内退避若しく

は避難ができるようにすることが求められ、学校等についても休校措置が採られている。これらは原子力災害対策特別措置法に基づき、平成 23 年 4 月 22 日に採られた原子力災害対策本部長である内閣総理大臣指示（以下「総理指示」という。）である。

「警戒区域」では、安全上大きなリスクが懸念されるとして居住することが認められていない。営農及び農産物の出荷も停止されている。避難時に置き去りとなった家畜の取扱いについて、放置すれば餓死し、衛生上の問題が生じることから、所有者の同意を経て、安楽死処分を行うとする総理指示が発出された。しかし、放射線量の高い地域ではこうした作業は難しいと思われる。

「計画的避難区域」においては、指定日の 1 か月後には避難が求められるため、実態的に営農の継続は難しいと思われる。しかし、今回「計画的避難区域」に指定された福島県葛尾村、浪江町、飯舘村、川俣町の一部及び南相馬市の一部は全国有数の畜産地帯であり（表 6）、特に飯舘村は「飯舘牛」として高級ブランド牛を生産してきた地域である。これらの家畜の取扱いについて、早急な対応が求められている。

「緊急時避難準備区域」においては、常に緊急時に屋内避難等ができるようにすることが求められていることから、営農についても、一定の制約を受けよう。

表 6 福島原発周辺の家畜の頭羽数

	牛		豚		鶏		馬	
	戸数	頭数	戸数	頭数	戸数	羽数	戸数	頭数
計画的避難地域	約 410	約 9,300	約 10	約 10,000	約 25	約 910 千羽	約 5	約 40
緊急時避難準備区域	約 260	約 7,500	約 5	約 13,000	約 5	約 1,079 千羽	約 80	約 150

出典：福島県畜産家調べ

注 1：牛・豚・馬については平成 22 年 8 月、鶏については平成 22 年 10 月現在のデータ。

2：鶏は 1,000 羽以上の飼養農家を集計

（出所）農林水産省資料

（2）土壌汚染に伴う作付制限

政府の原子力災害対策本部は、4 月 8 日に「稲の作付に関する考え方」を発表した。その中で、①東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う避難地域及び屋内退避地域に加え、水田土壌の放射性セシウム濃度の調査結果及び水田土壌中の放射性セシウムの米への移行の指標から見て、生産した米（玄米）が食品衛生法上の暫定規制値を超える可能性の高い地域²については、米の作付制限を行うこととする、②その具体的な地域については、今後、

² 水田土壌 1 kg あたり 5,000 ベクレルを超える地域について規制。米にその 10%が残留し、1 kg あたり 500 ベクレルの食品衛生法の基準値を超過すると見込まれるため。水田土壌中の放射性セシウムの米への移行の指標に関しては、長期間にわたる国内の実態をよく反映しているデータとして、独立行政法人農業環境技術研究所が、1959 年から 2001 年まで、全国 17 箇所の水田の土壌及び収穫された米の放射性セシウムを分析した結果（計 564 データポイント）を用いている。

水田土壌の調査結果を踏まえて、国と関係自治体が協議して決定し、その段階で、原子力災害対策本部長から関係地方自治体に対し、稲の作付制限を行うよう指示する、③稲の作付制限を行う場合は、適切な補償が行われるよう万全を期すこととした。

この考え方を受けて、現在は「警戒区域」、「計画的避難区域」及び「緊急時避難準備区域」において、米の作付が制限されている。なお、米以外の作物の作付制限は行われていない。これは、野菜などでは土壌中の放射性物質がどの程度移行するか科学的データが十分でないことを理由としている。また、制限を受けていない地域で生産される米については収穫時に改めて、放射性物質の残留がないか検査されることになっている。

今後、原発事故が収束し、避難指示が解除されても、これらの地域の放射性物質による土壌汚染が懸念される。過去、原発事故のあったロシアのチェルノブイリ周辺でヒマワリやナタネを栽培し、土壌中の放射性物質をこれらの作物内に吸収する事例が目目されているが、事故発生から25年を経たチェルノブイリにおいても、土壌汚染はいまだ解消されておらず、より効果的な方法を研究することが必要となろう。

(3) 出荷制限等

福島原子力発電所事故が発生し、周辺環境から放射性物質が検出されていることから、厚生労働省は3月17日に食品衛生法上の暫定規制値を定め、これを上回る場合は食用に供しないよう規制を行った(表7)。

3月19日には、福島県産の原乳並びに茨城県産のハウレンソウで基準値を超える放射性物質が検出され、総理指示により出荷が制限された。更に検査を進めたところ、3月21日に、福島県、茨城県、栃木県及び群馬県産のハウレンソウ及びカキナ、福島県産の原乳について、4月4日には千葉県旭市等のハウレンソウ等について、各県知事宛てに出荷制限を行うように総理指示が出された。なお、3月22日には、福島県産の一部農産物について「摂取制限」の総理指示も出されている。

その後、農産物等に対する放射性物質の残留検査が順次行われ、5月16日11時現在、福島県の一部の区域において産出されるハウレンソウやコマツナ等の非結球性葉菜類、キャベツや白菜等の結球性葉菜類、ブロッコリー、カリフラワー等のアブラナ科の花蕾類、カブ類、原乳、原木しいたけ(露地)、タケノコ、茨城県北茨城市、高萩市産のハウレンソウが出荷制限をされている。また、福島県相馬市産のセリについては出荷自粛が行われている。

表7 食品衛生法に基づく飲食物に関する暫定基準値

対象	放射性ヨウ素
飲料水	300Bq/kg
牛乳・乳製品(注)	
野菜類(根菜・芋類を除く)	2000Bq/Kg
魚介類	

(注)100Bq/kgを超えるものは乳児用調製粉乳及び直接飲用に使用しないよう指導すること

対象	放射性セシウム
飲料水	200Bq/kg
牛乳・乳製品	
野菜類	500Bq/Kg
穀類類	
肉・卵・魚・その他	

(出所) 内閣府食品安全委員会ホームページ

さらに、農産物だけにとどまらず、4月4日には東京電力福島第一原子力発電所から低濃度の放射能汚染水が放出されたことから、水産物に対する検査も強化されている。5月16日現在、福島県海域で漁獲されたコウナゴ（イカナゴの稚魚）について、基準値を超える放射性物質が検出され、出荷が制限³されたが、茨城県海域のコウナゴについても出荷自粛が行われるなど、茨城県や福島県の水産業に多大な影響が生じている。

なお、現在は基準値を超え出荷が制限された農産物においても、週1回行われる検査で3回連続、基準値を下回った場合は出荷制限を解除することとされており（表8）、福島県以外の地域の農作物についてはほぼ解除された状況となっている。

（4）風評被害

農産物、水産物及び食品の放射性物質の残留検査を行った後に出荷され、店頭で流通しているこれらの商品について、安全性には問題がないとされている。しかしながら、J A 全中が文部科学省の第4回原子力損害賠償紛争委員会に提出した資料によれば、福島県をはじめ、野菜等が出荷制限となった茨城県、栃木県、群馬県、千葉県においては、出荷制限となっていない葉菜類のみならず、果菜類や根菜類にも価格及び出荷額の下落が見られたほか、取引中止等も発生している。また、埼玉県でも同様に価格及び出荷額の下落が見られたほか、近隣県でも価格が下落しているとのことである。

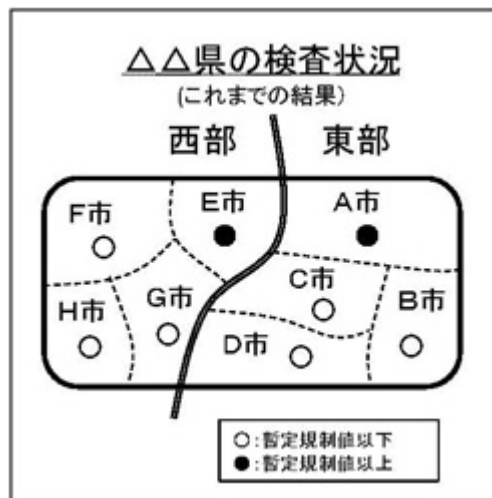
一方で、被災地やこれら原発による風評被害を受けている産地を応援しようという動きも見られ、大手企業の社員食堂や外食チェーンの一部では、積極的に使用するなどの支援キャンペーンを行ったり、福島県が東京八重洲に設けた県産品のアンテナショップは入場規制しなければならないほどのにぎわいも見せている（5月7日付産経新聞）。

風評被害の解消のためには、安全性について消費者の信頼を得ることに尽きると思われ、信頼できるだけの情報の提供、公開の在り方が問われている。

³ 福島県海域においては、福島県漁業協同組合長会議の決定により、全漁業の操業を自粛している。

表8 出荷制限解除までの工程例

- [1] 県を、図のように例えば東部・西部の2つのブロックに分けます。
- [2] これまで、東部・西部の1つずつの市で暫定規制値を超えた農作物があると仮定します。
- [3] これから行う3回の検査では、これまでの検査で暫定規制値を超えた市は3回連続検査します。
- [4] 他の市では、3回の検査のうち、1回検査を行い、対象市町村を変えていきます。
- [5] 以下の表にある県西部のように、3回の検査結果がいずれも暫定規制値以下となった場合には出荷制限解除となります。



		東部				西部			
		A市	B市	C市	D市	E市	F市	G市	H市
検査の流れ↓	これまでの検査	●	○	○	○	●	○	○	○
	1回目	○	○			○	○		
	2回目	○		○		○		○	
	3回目	●			○	○			○
	出荷制限	継続				解除			

○: 暫定規制値以下 ●: 暫定規制値以上

(出所) 農林水産省資料

(5) 損害賠償

東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う農業者や漁業者への損害賠償については、政府による避難指示及び出荷制限措置が講じられた直後より、賠償金の早急な支払が求められてきた。しかしながら、5月17日の時点で、賠償金は支払われていない。

政府は原子力損害の賠償に関する法律に基づき、原発事故と相当因果関係がある損害については、当然補償されると説明しており、避難指示が出ている地域で営農できないことによる損害や、放射性物質が検出されたために出荷が制限された農作物等については補償されるとしている。

出荷を停止された農業者や漁業者にとっては、現金収入がなく、経営的に非常に厳しい状況が続いている。さらに畜産業においては、出荷できないまま飼料代等がかさむ状況が

続いている。東京電力による賠償が行われるまでには相当の時間を要すると見込まれたことから、当面の資金の供給として、JAグループを中心に被災地や原子力発電所事故によって損害を受けている農業者等への「つなぎ融資⁴」等が行われている。しかしながら、これは、あくまで融資であり、解決とはならないという声もある。

4月11日に原子力損害の賠償に関する法律に基づき、「原子力損害賠償紛争審査会」が文部科学省に設置された。同審査会においては4月28日に「東京電力(株)福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する第一次指針」が策定され、公表された。この「第一次指針」において、農産物等の損害については、「政府による避難等の指示に係る損害」である「営業損害」や「政府等による出荷制限指示等に係る損害」である「営業損害」を対象とし、いわゆる「風評被害」については今後の検討課題とされた。今後、策定される指針で明らかにしていくことが求められている。

なお、賠償金支払方法について「第一次指針」は「早急な救済が必要な被害者の現状に鑑みれば、例えば賠償額が最終的に確定する前であっても、一定期間ごとに支払いをしたり、請求金額の一部を前払いするなど、合理的かつ柔軟な対応が東京電力に求められる」との指針を示した。

6. おわりに

「復興構想会議」では、現在「東日本大震災をどう捉えるか」等、8つの論点（第5回会議討議用資料）について討議が続けられている。着実かつ具体的な復興計画の策定が急務であり、特に東北地方を中心とした食料供給基地の復活に向けた実行力が求められている。また、放射性物質の拡散によって我が国の農林水産物の安全性に関する評価が大きく揺らいでいる。しっかりと国内外に売っていくための環境整備も急務である。さらに、被災した農林漁業者等に対する補償も早急に進めていく必要がある。

しかしながら、東日本ではいまだ余震が続き、原子力災害は収束の見通しも立っていない。震災から2か月たった現在も11万人を超える被災者が仮設住宅にも入れず、避難所暮らしを強いられている。一日も早い原子力災害の収束と大震災からの復興を願うものである。

⁴ 各県のJAバンクが農家に対してつなぎ資金を融資する。利子は農協系統金融機関の農林中央金庫や自治体などが全額補填する。